

## 茨城県きのこ生産資材導入支援事業実施要領

### 第1 趣旨

茨城県きのこ生産資材導入支援事業（以下「事業」という。）の実施については、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号-1林野庁長官通知。以下「国実施要領」という）及び茨城県きのこ生産資材導入支援事業費補助金交付要項の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 事業の内容及び事業実施主体

#### 1 事業の内容

本事業は、生産資材の価格が高騰する中、経営への影響を緩和するとともに体質強化を図ることを目的とし、第3第1項（1）に定めるきのこ生産コスト低減等実施計画書を作成した上で、当該計画に基づき生産資材の国産化及びコスト低減（以下「コスト低減等」という。）に取り組むきのこ生産者に対して、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部に対し補助金を交付するものであり、その目標年度は令和8年度とする。

#### 2 事業実施主体

県内において、自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者（中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。以下同じ。）であってきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「事業実施主体」という。）。ただし、令和7年度における合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）の別表の区分欄のIのうち事業内容欄の2の（3）の①の補助を受けている又は受ける予定の者を除くものとする。

### 第3 事業実施の手続等

#### 1 きのこ生産コスト低減等実施計画書の作成及び変更

（1）事業実施主体は、国実施要領参考様式第2号によりきのこ生産コスト低減等実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成した上で、国実施要領参考様式第1-2号に定めるきのこの生産資材導入支援取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、国実施要領参考様式第1-1号の承認申請書により所在地を管轄する農林事務所（以下「農林事務所」という。）を經由し知事に提出するものとする。

また、国実施要領様式第2号により、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、承認申請書と併せて提出するものとする。

とする。

- (2) 知事は、前項により提出された計画書について、適切であると認める場合には、これを承認するものとし、その旨を取組計画書承認通知書（様式第1号）により通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助金の30%以上の増減を伴う重要な変更が生じた場合には、(1)及び(2)に準じて変更の手続を行うものとする。

## 2 事業実績の報告

- (1) 事業実施主体は、事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、国実施要領参考様式第3号取組実績報告書及び国実施要領様式第2号によりチェックシートを作成し、農林事務所を經由し知事に提出するものとする。

## 第4 事業の評価等

事業実施主体は、国実施要領参考様式第5号に定めるきのこ生産コスト低減等実施報告書をもとに、国実施要領参考様式第4号に定める取組実施状況報告書を作成し、令和9年9月末日までに農林事務所を經由し知事に提出するものとする。

## 第5 証拠書類の保存

事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、林野庁長官等及び知事から求めがあった場合には、その書類又はその写しを提出しなければならない。

- (1) 実施計画書の取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌等）
- (2) 取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証する書類、次期生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）、経営費に占める燃油費の割合を証する書類

## 第6 補助金の返還

知事は、補助金の交付を受けた事業実施主体が、補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。
- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) 事業実施主体の令和8年度又は令和8年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(4)(1)から(3)までの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、実施計画書に定められた取組が行われなかったこと又は取組実施者の令和8年度若しくは令和8年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

## 付則

この要領は、令和5年2月14日から施行する。

この要領は、令和6年1月15日から施行する。

この要領は、令和7年2月4日から施行する。

この要領は、令和8年3月6日から施行する。

様式第1号（第3関係）

番 号  
年 月 日

（事業実施主体名） 殿

茨城県知事

年度きのこの生産資材導入支援取組計画書（変更）承認通知書について

年 月 日付け（番号）で申請のあった 年度きのこの生産資材導入  
支援取組計画書（変更）を承認したので通知します。